

定期券払い戻し額の計算方法について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「緊急事態宣言」発出に伴う特例払い戻し額の計算方法（通勤定期券・通学定期券）については、特例によりその申出日に関わらず、緊急事態宣言開始日の前日を申出日とします。ただし、緊急事態宣言開始日以降に利用された場合は、開始日以降の最終利用日を払い戻し申出日とし、下記の通りの方法で払い戻しをいたします。定期券の払い戻し額はご利用状況により異なるため、払い戻し額がない場合もございますのでご注意ください。

●通用開始日から 8 日以降の取り扱い

①最終利用日以降、定期券の残りの通用期間が 1 か月未満の場合

⇒払い戻し額はございません。

※通用開始日から 8 日目以降の 1 か月定期券は、払い戻し額はございません。

②最終利用日以降、定期券の残りの通用期間が 1 か月以上ある場合

⇒以下の計算式により払い戻しいたします。

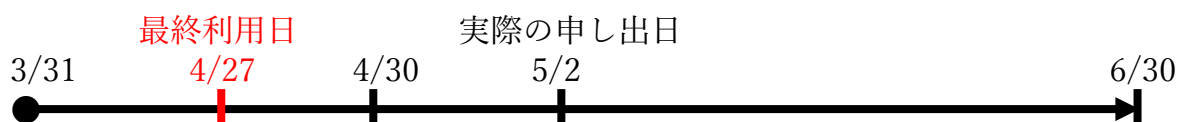
払い戻し額＝定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券のそれぞれ 1 か月または 3 か月の定期運賃を組み合わせで算出します。

※1 か月未満の日数は、1 か月使用したものとして計算します。

使用した月数	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月
算出に使用する 月数の組み合わせ	1 か月	1 か月×2	3 か月	1 か月 + 3 か月	1 か月×2 + 3 か月

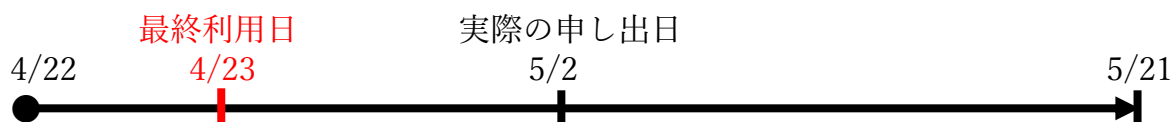


※すでにお使いになった月数=1 か月分（1 か月に満たない日のは数は 1 か月とする）

※本来は 5/2 が払い戻し申し出日となり 2 か月使用となりますが、特例により最終利用日の 4/27 を払い戻し申し出日とし、1 か月間使用したものとみなし計算いたします。

●通用開始日から 7 日以内の取り扱い

通用開始日から 7 日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料 220 円を差し引いた残額を払い戻しいたします。



※すでにお使いになった日数=2 日

※本来は 5/2 が払い戻し申し出日となり 7 日以上使用となりますが、特例により最終利用日の 4/23 を払い戻し申し出日とし、2 日間使用したものとみなし計算いたします。

以 上